

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號二第 卷八十第

行發日一月二年三十正大

論叢

地租の轉嫁……………法學博士 神戸 正雄
 政治現象の本質……………法學士 恒藤 恭
 海運の獨占より生ずる弊害……………法學士 小島 昌太郎
 世界經濟の意義……………法學士 作田 莊一
 鎌倉時代の土地制度……………文學博士 三浦 周行

時論

爲替の大變調と對策……………法學博士 神戸 正雄

說苑

名目派の貨幣論と貨幣の本質……………經濟學士 中西 仁三
 一子相續制度に就いて……………經濟學士 八木 芳之助

雜錄

マルクス說に於ける資本の起源……………法學博士 河上 肇
 東西金利市場の相違に就て……………經濟學士 谷口 吉彦

名目派の貨幣論と貨幣の本質 (一)

中西 仁 三

第一章 序 論

現在の經濟組織の中心點は之れを貨幣に求むべく貨幣を度外視しては現在の經濟組織は了解するを得ないものとせなければならぬ。而て貨幣の本質如何を研究するに當つては各種の貨幣に就きて各異りたる觀點よりして之れを捕捉せんとする論者あるも各種の貨幣全體に共通する本質的特質を把へ之れによつてのみ初めて貨幣の本質なるものは了解し得らるるものとせざるを得ない。貨幣とは如何なるものなりやに對しては其答千差萬別にして其の歸一する處を知らすと云ふのが今日の狀態である。一般的に之れを論ずれば貨幣の本質に關する學說史的變遷は貨幣の價値に關する學說發達の過程よりして之れを推論する事を得る。貨幣の價値に關する學說の發達は年代的に之れを三の段階に分類する事を得るのである。

(一) 重商主義及び前期古典學派時代の貨幣價値論即ち此時代に在りては絶對的客觀的の價値理論を以つて直ちに貨幣價値にも之れを應用し貨幣の價値は之れを構成する貴金屬の分量に由つて定

1) Shoda. Geld und Wert S. 163以下

2) L. Walras. Théorie de la monnaie 獨逸譯 Einleitung S. 16

まるとなし、貨幣存在量の増加は貨幣全體の價值を増加せしめ貨幣の存在量の増加は各個の貨幣の價值を減少せしむるに至る事實即ち貨幣の存在量と其の價值との間に存する連鎖を度外視して一に貴金屬の價值よりして貨幣の價值を推論せんとしたる學說で、所謂生産費價值學說と稱すべきものである。

(二) 貨幣數量説時代とも稱すべきもので、貨幣の實質價值如何は之れを論せず、唯貨幣の數量如何よりして其の價值を論じようとしたる時代である。³⁾ リカードに其の源を發したる絶對的の貨幣數量説より進んで「フイシャー」に至つて大成せられたる相對的の貨幣數量説即ち商品の流通量信用通貨の分量及び其の流通速度にして變化なき限りは貨幣の價值は其存在量に反比例して増減するものなりとする説である。

(三) 貨幣價值の心理的解釋時代とも云ふべく、一般價值の主觀的解説を援用して各人の主觀的の評價よりして貨幣價值を説明せんとし貨幣價值の段階 (Stage) は貨幣需要の段階に依り定まるとし貨幣の絶對的の分量に代はるに貨幣の相對的の分量即ち所得問題を以つてし、各人の所得の大小が貨幣の價值を決定するものなりとするのである。各人の所得を通じて見たる貨幣に對する主觀的評價に貨幣價值の基礎を求めんとする學說でリーフマンの説及び限界効用説は之れに屬するものである。

以上の貨幣の價值學說の變遷よりして吾人は又貨幣の本質に關する學說の發展をも推論する事が出来る。第一期に於いては貨幣を以つて實質價值ある一の交換財と見其價值は貨幣の構成材料

3) Ricardo. High Price of Bullion

* 限界効用説を以つて貨幣價值を論ずる一例としては Kinley, Money を掲ぐる事を得

たる貴金屬の價值より來るとなすのである。第二期及び第三期に於いては貨幣を實質價值ある財貨の一種と見ず實質價值の存否は貨幣の本質には何等關係する處なく貨幣を以つて單に一の交換媒介手段と看做し其の價值は實質價值に左右されず唯貨幣の存在量の大小又は貨幣に對する各人の主觀的評價に依つて定まり貨幣の素材たる貴金屬の價值は之れと獨立して定まる貨幣の價值に依つて定まると論するのである。即ち貨幣本質に關する學説は貨幣を以つて實質價值を有する一の財貨となす處よりして漸時實質價值を度外視せる一の交換媒介手段として一般財貨の交換の媒介となり一般財貨を購求し得る購買力を表章する一の權利なりとするに至つたものである。

一般的に論すれば貨幣の本質に關しては從來二種の學説の存在するもので一を金屬派と呼び他を名目派と云ふ。金屬派は貨幣の構成財を重要視し貨幣を以つて一定量の貴金屬より成る交換財なりと論じ名目派は貨幣を以つて其の構成財より放れて國家の命令又は社會慣習に依つて認められたる獨立の存在を有するもので其の構成財如何は貨幣たるに何等關係する處なきものであるとするのである。之れを前述の貨幣價值學説發展の段階に適用する時は第一期は金屬派の主張と一致するもので第二期第三期は名目派の主張と一致するものとせなければならぬ。第二期第三期の學説を共に名目派の下に包括せしむるの可否に就きては、多少議論の存する處で第三期の學説を以つて名目派の主張と全然同一なりとする事を得ない寧ろ之れに心理派なる別個の名稱を附與する方適當なる觀あるも茲には假りに之れを名目派の中に包括せしめ置く事とする。第一期の貨幣の價值を貨幣の構成財たる貴金屬の價值に求め貨幣存在量の増減が各個の貨幣の價值に及ぼ

す影響を全然無視せる貨幣價值説は貨幣價值の説明として不充分なるは自明の理にして之れと共に貨幣の本質を以つて實質價值ある一の財貨なりとする金屬派の説では今日の貨幣なるものの本質を把え得たりとする事を得ない。

抑も現在の貨幣經濟時代に於て行はるる交換なるものは果して經濟學上之れを交換と稱し得べきや否や。昔時財と財とが直接に交換せられし時代の交換なる概念を以つて今日貨幣を媒介として行はるる財貨の交換は之れを了解する事を得ないものである。昔時財と財とが直接に交換せらるる時に於ては交換せらるべき兩財貨の價值を比較對照して初めて交換行はれしものなるが今日貨幣を以つて財貨と交換するに際しては財及び貨幣の兩者に就き價值の比較對照行はるるものなりや。貨幣を以つて財貨を購買する時に於ては一定量の貨幣と交換せられ得べき各種財貨の相互に就き各價值比較行はれ其の中にて購買者に對し最も價值大なりと思惟せらるる財貨を選定して之れと貨幣を交換し以つて貨幣と財貨との交換は成就せらるる即ち價值の比較は貨幣對財貨に存在せずして一定量の貨幣の交換の對象たり得べき各種財貨相互間のみ價值の比較は行はるるものなりとせなければならぬ。次に貨幣に對して財貨を賣却するに於いても價值の比較は貨幣と財貨との間に存せずして貨幣に對して賣却せらるべき財貨と該貨幣を以つて更に購買し得べき各種の財貨との間に價值の比較行はれ自己の提供する財貨よりも之れを以つて得らるべき貨幣と更に交換し得べき財貨の價值大なりとなす場合に初めて交換なる現象生ずるものなりと見なければならぬ。換言すれば財貨の賣買に際して行はるる價值の比較は貨幣對財貨の價值比較に非

*) Elster, Seele des Geldes S. 13-27

ずして財對財の價値の比較なりとせなければならぬ。以上の如き場合に貨幣自體の價値が一見して問題とせらるゝ如く見ゆるは貨幣を以つて得らるべき財貨の價値の反映に過ぎないものである。貨幣は何時にても必要に應じて一般財貨を購買し得る力を具體化する表券と見るべく財貨對財貨の直接交換は貨幣の介在する事によつて購買賣却なる二の行爲に分れて間接的に行はるゝに至るものとせなければならぬ。一の交換行爲は貨幣を以つて行はるゝ二つの支拂行爲 (Zahlungsgeschäft) に分化するに至るものである。此の場合に於ける貨幣に實質價値の存否如何は貨幣の本質に影響する處なくして貨幣は一般に財貨を購買し得べき力を具體化する表券たれば足り其の構成材料の何たるかは問題とはならないものである。要之現代の經濟組織は之れを交換經濟組織と稱せずして寧ろ支拂經濟組織と云ふべきで此場合に於ける貨幣を定義するに一定量の貴金屬を以つて成る一の交換財なりとする金屬派の議論は肯定するを得ないものとせなければならぬ。

更に各國の貨幣制度の發達を見るに本位貨幣を國內に流通せしむる事を避け之れを中央銀行に集中せしめ對外支拂の必要の爲めに備へんとする傾向即ち内國通貨は主として紙幣銀行券信用通貨を以つて之れに充當せんとする傾向あり金核本位 (Goldkernwahrung) 之れである。大戰以前既に此の如き状態であつたものが大戰以來は交戰國の金本位制は名實共に廢し現在世界に於ける貨幣制度は一二の國を除きては金本位制を採用しつゝありと云ふ事を得ない寧ろ紙幣本位制なりと云ふべきである。又今日の金存在量を以つてしては戰後の復舊事業及び物價騰貴よりして來る

- 4) Gide, Principes d'économie politique p 240. La décomposition du troc en vente et achat
- 5) G. Cassel, Money & Foreign Exchange after 1914 參照
- 6) M. Berges et, F. Bessen Le Problème monétaire et fiduciaire p 97 以下

貨幣需要の増加は貴金屬貨幣を以つてしては到底應ずる事を得ずとせなければならぬ。今日の通貨としては銀行券紙幣預金通貨の地位漸時重要となり内國通貨としての本位貨幣は其の重要を前者に譲らんとしつゝある形勢である以上今日貨幣の本質を以つて一定量の貴金屬より成る交換財なりとする事は内國通貨として極く一少部分を占むるに過ぎない本位貨幣に因はれて銀行券紙幣預金通貨を度外視するものとして之れを採用し得ないのである。戦争により破壊せられたる各國の貨幣制度は何れの日か以前の金本位制に復歸するや計り難く今日の貨幣を論せんとするものは其の出發點を本位貨幣に求めずして寧ろ紙幣銀行券に求むるを至當と考へらる。

上述の如く貨幣の本質を金屬派論者の如く定義する事は肯定し得ないものなるが故に金屬派の議論以外に貨幣の本質を求むる學說を求めなければならぬ。以下名目派論者の二三に就きて其の貨幣説を窺ひ之れが適否を檢覈して最後に意見を述べて見よう。

第二章 名目派論者の貨幣本質觀

第一節 クナツプ (F. Knapp)

クナツプの名著貨幣國定説 (Staatliche Theorie des Geldes) は貨幣論上に一進路を開拓せるもので貨幣論上所謂名目派と稱するはクナツプの所説に源を發すと云ふべきである。¹⁾クナツプの所説は如何なる貨幣制度を以つて最良とするか又貨幣は如何なるものたるべきかを積極的に論じたるものではなく一に現在の貨幣及び其の制度は如何に解説すれば最も合理的なりや所謂貨幣の認識

1) Singer, Geld als Zeichen S. 81-82.

の問題を論じたるに過ぎないので此點往々クナップ批評家の誤解する處である。¹⁾クナップは貨幣を以つて法制の所産 (ein Geschöpf der Rechtsordnung) なりとし之れを定義して名目的支拂手段なりと説いて居る。貨幣は國家の法律命令に由つて生ずるもので貨幣の構成材料を貴金屬に限る金屬派の議論を否定し貨幣の構成材料は貨幣の本質に何等關係する處なきもので法律の以つて貨幣と命ずるもの即ち貨幣なりとなすのである。クナップは現在の貨幣を媒介として財貨の交換行はるゝ經濟組織を交換經濟の一種と見ず之れを支拂經濟と云ふ別個の範疇に求め貨幣は財貨との交換の對象として存するものではなく貨幣を以つて貨幣對財貨と財貨對貨幣なる二の支拂行爲を行ふに當つての一の手段と見て居る。隨つて貨幣を交換財又は交換の媒介物とは見ず一の支拂手段と見て居るのである。而も貨幣の支拂手段たるの効用は其れを構成する素材の價值に依らずして國家の法律命令の創造する處に依るものと見、其の結果貨幣を以つて名目的の支拂手段と定義するに至つたものである。

クナップの見たる貨幣は彼自身が法律家たるよりして餘りに法律的解釋に偏して貨幣の經濟的考察を缺けるものなりとは屢々聞く處の批難である。貨幣は彼が論ずる如く純法律的の產物なりや吾人は寧ろ貨幣の起原及び本質は之れを經濟的に求むべきものと信ず。統一せる國家の發生法律制度の完備以前既に人々は物々交換の不便を除かん爲めに一定の財貨を以つて一般交換の媒介たらしむるに至つた事は經濟史の教ふる處で貨幣の起原は之れを經濟生活の一般的慣習に求むべく國家及び法律は唯社會的慣習の所産たる貨幣を認識し之れが維持統一を計るに過ぎないもの

1) Knapp. Staatliche Theorie des Gelds S. 1.

2) " " " S. 20以下

3) Bendixen Wahrungspolitik und Geldtheorie in dichte des Krieges S. 123.

と見なければならぬ。此の事は國家が貨幣制度を更改する場合必ずや以前の貨幣制度と何等かの關係を保たしむべく突如全然新しき貨幣制度を設くる事を得ない事によつて既に明白で要するに貨幣は國家の創造せるものではないのである。恰も社會的慣習が國家及び法律の認定に依つて慣習法と化するが如きものとなさなければならぬ。貨幣が最初一の財貨にして交換媒介たる職能を行ふ處の *Warengeld* より進化して其の實質價值より放れて一の力を表章するものとして名目的の支拂手段となるに至つた場合には法律自ら名目的支拂手段を創造し之れを規定するが如き觀ありとするも、名目的支拂手段としての貨幣自身の發生は決して法律に依るものに非ずして一般社會に於ける信用の發達に依り社會的慣習として自然に發生するに至つたもので法律は唯之れに強制通用力を附與し維持統一を期するに過ぎないものである。貨幣はクナツプの云ふ如く法律的の產物ではなくして經濟交通の自然の產物とせざるを得ない。一般社會に於て名目的支拂手段としての貨幣を認め之れを財貨賣買の對價として授受するの慣習存せない時は如何に國家が法律の力を以つて新しき支拂手段を規定するも廣く一般の經濟取引に用ひらるるに至るが如き事は到底望み得ないものである。左れば貨幣の本質を以つて法律に依りて定められたる名目的の支拂手段なりとするクナツプの説は之れを採用し得ないもので、ベンデクセンが云ふ如くクナツプの法律的説明の終る處に經濟的の貨幣本質觀の出發點を求め之れを基礎とし其上に眞の貨幣論は樹立せられなければならない。

クナツプの學説は上述の如く貨幣本質論としては肯定する事を得ないものであるが貨幣價值の

4) Liefmann, Grundsätze der Volkswirtschaftslehre S. 136參照

5) Bendixen, a. a. O. S. 120.

6) Bendixen, a. a. O. S. 121.

基礎となるべき價値の單位なる概念に關して舊來の金屬派の議論を退けて新しく名目的議論を創設した彼の功績は貨幣の學說史上没するを得ないものである。從來價値の單位を貴金屬の一定量の價値に求むるのを普通となした。金本位國に於ては純金の一定量の價値を以つて銀本位國に於ては純銀の一定量の價値を以つて價値の單位となしたもので例へば我國に於ては貨幣法の規定に隨ひ圓なる價値の單位は純金二分の價値とするのである。左れば當然の結果として價値の單位の一定量を具體化する貨幣を見るに一定量の貴金屬より成る交換財なりと云ふ金屬派の貨幣の定義を生むに至つたものである。然るにクナップは價値單位の名目性 (Nominalität der Wertinheit) を主張し價値單位を一定量の貴金屬の價値に求めずして社會的慣習として存在する抽象的なる吾人の觀念上の價値とする。價値の單位例へば圓なるものの價値の大きに就きて吾人の腦裡に浮ぶのは決して貨幣法の定むる純金二分の價値ではなくして最初は純金の二分の價値に基づきつものと獨立して發展し遂に觀念上の價値の大きに過ぎざるに至つたものである。價値の單位は實質的價値より放れたる一定の名目的の價値を吾人に考へますもので此の如き名目的の價値を基礎として吾人は各種財貨の價値を批判するに至るものである。クナップは更に債務を分つて實質的債務 (Realschuld) と名目的債務 (Nominalschuld) の二つとなし前者は一定分量の財貨の給付を内容とし後者は一定量の價値單位の給付を内容とするものとし價値單位を構成する財貨の種類は之れを論ぜないのである即ち金錢債務之れであつて一定量の價値の給付あれば給付せらるべき貨幣の種類を問はない。此の如き債務の内容は實質的の價値單位ではなくして名目的の價値單位で名目

6) Knapp, a a O. S. 9以下 Singer, a. a. O. S 71.

的債務の成立の前提としては價值單位の名目性を認めざるを得ないとも論じて居る。

以上の如き名目的の價值の單位の一定量を具體化する貨幣を必しも金屬論者の如く交換財と見るの必要は毫も存在せないもので、此點より見てクナップの價值單位の名目性は貨幣議論進捗の上に一新方面を開拓せるものとしてはクナップの功績は没する事を得ないものである。

第二節 ベンチクセン(F. Bendixen)

ベンチクセンはクナップの貨幣國定説を祖述しつつも國定説の餘りに法律的に偏せるに對し之れを基礎として貨幣の經濟的説明を行はんとしたもので彼は貨幣に對する定義を次の如く述べて居る。

貨幣とは財を供給する事に由つて得たる賣却せらるべく消費せらるべき生産物に對する要求權なり (Ein durch Vorleistung erworbenen Anrecht an der verkäuflichen konsumiblen Produktion) 以上の定義に就き吾人の直ちに疑問と感ずる處は消費的生産物なる語と要求權なる語とである。貨幣を以つて吾々の購買し得べき財貨は必しも消費的財貨のみには限られないもので、今日の財貨の交換は貨幣を仲介として行はれ物々交換は全然其の跡を絶ちたとは云はれないが、而て交換の行はるゝ財貨は一に消費財貨に限られず更に生産過程を通じて初めて吾人の消費の對象のなり得べき生産財等も存在するものである。兩者の社會に存在する分量より云へば寧ろ後者の分量は前者の分量に勝ると云ふべく。左れば貨幣を以つて購買し得べき財貨を單に消費財に限るは妥當なりと云ふ事を得ないのである。次にベンチクセンは貨幣を以つて要求權なりとするが權利は其の對

7) Bendixen, Wesen des Geldes S. 29.

8) Bullock, Selected Readings in Economics p. 514.

當概念として債務を包括するものである。然るに財貨の所有者に於て貨幣所有者の財貨要求權に應じて財貨を賣却すべき債務を負擔するものと云ふ事を得ない。彼が貨幣に對して財貨を提供するは畢竟自己所有の財貨と之れと交換して得らるべき貨幣を以つて更に購買し得る財貨の價値との比較よりして經濟的考量の結果自發的に行ふもので強制的に財貨の提供を餘儀なくせしめらるゝものではない。之れ故に貨幣を以つて財貨の要求權なりとする事は肯定し得ないのである。最後に普通に貨幣と云ふ時は抽象的のものには非ずして何等かの形の下に流通するもので其の顯はる形は種々之れありとするも必らず具體的のものたることを要するのである。然るに權利とは對人的の關係である。假令ベンチクセンの定義は正當なりとしても要求權其れ自身を以つて直ちに貨幣なりとする事は權利と權利を具體せる證券とを混同するの弊に陥るもので要求權は貨幣の有する内容なりとするも貨幣自體ではない。貨幣は必ず此の要求權を具體化する表章なりと見なければならぬ。

ベンチクセンに依れば貨幣とは財貨の提供を基とし社會に存する財貨を要求する權利で貨幣の價値は財貨の存在量と財貨の提供に由つて獲得せる貨幣の分量との比例に依つて決定するものである。前者に比して後者の量大なる時は貨幣價値は下落すべく然らざる場合には騰貴せざるを得ない。要之貨幣の價値と云ひ物價と云ふも畢竟此等兩者の比率で其の比率の變動は當然貨幣價値及び物價の變動を來さざるを得ないのである。故に貨幣價値の安定を目的とする一國の貨幣政策の真髓は畢竟以上兩者の比率に大なる變動を來さしめず平衡を期するに外ならないのである。

右述の如き貨幣政策の目的と合致し得べき貨幣としてベンチクセンは古典的貨幣 (Klassisches

9) Bendixen, Geld und Kapital S. 5 6.

10) Bendixen, Wesem des Geldes 2. Buch. 5. Kapitel.

(Cash)なるものを例示す。古典的貨幣とは各人が財貨の給付に對してのみ之れを獲得し得る貨幣にして財貨の給付なくしては決して創造せられず各人の財貨の給付に對する反對給付としてのみ交附せらるゝ財貨の要求權なりとするのである。更に貨幣は貨幣發生の前提條件たる給付せられたる財貨の消費と共に又消滅せなければならぬものである。即ち財貨の給付と共に發生し其の消費と共に消滅し常に給付せられたる財貨と運命を共にする貨幣を稱して古典的貨幣と云ひ。總ての貨幣は此の古典的貨幣を理想とせなければならぬ。古典的貨幣は交換の對象たる財貨の生産及び消費と運命を共にするものなれば古典的貨幣の増減は常に財貨存在量の増減と正比例し財貨存在量の増減は又必然に古典的貨幣の存在量の増減を惹起するものである。故に兩者の數量的の關係は常に平衡して貨幣價值の安定は期待し得べしとするのである。以上の如き古典的貨幣の發行方法を稱してベンデクセンは古典的貨幣の創造 (Klassische Geldschöpfung) と呼んで居る。換言すれば、古典的貨幣創造とは財貨の給付に對してのみ貨幣を發行し其れ以外の原因に對しては決して貨幣の發行を行はず財貨の消費と共に又貨幣を回收する貨幣の發行方法を云ふに外ならないのである。彼れは古典的貨幣及び其の創造の適例として商品手形の割引を兌換準備として發行する戦前の獨逸中央銀行券と其の發行方法を擧げて居る。戦前の獨逸中央銀行の銀行券發行方法に依れば一定額迄は正貨準備なくして保證準備 (公債商業手形を兌換準備とす) に依つて發行する事を許されるも其れ以上の銀行券の發行に對しては同額の正貨準備を必要とし若し經濟事情の必要ありと認められたる時は保證準備の制限額を越えて一定の發行税 (年五分) を納付する事に依つて

11) Bendixen Wesen des Geldes Buch II Kapitel I und 5.

公債商業手形を準備として銀行券の増發を許すのである。戦前既に獨逸中央銀行の銀行券の發行方法に就きては識者の間に批難存したる事は否定し得ない事實であつて、其の一例としては獨逸をして英佛に比して割引利率高く金融の逼迫を啣たしめたるは中央銀行の保證準備額が十九世紀末葉より二十世紀の初葉に至る間に於ける獨逸の經濟的發展に隨つて生ずる貨幣需要の増加に應ずるに充分ならざる處に原因するものとして中央銀行法の改正に依り保證準備額の増加を圖らんとする運動盛なりし事を擧ぐる事が出来る。我國に於いても一億二千萬圓の保證準備額餘りに小なりとして其の増額を圖らんとする運動の存在するのは獨逸の其れと軌を一にするものと云ふべきである。

ベンデクセンは獨逸の中央銀行券中商品手形を準備として發行するものを古典的貨幣の適例として居る。保證準備の内容としては英國流に公債を以つてすると獨逸流に商品手形を以つてすると其の得失如何は其の國の經濟事情にも依るべく遽かに斷定する事を得ないが、公債を以つて保證準備とする時は往々政府の公債政策の犠牲となつて經濟界の貨幣需要を無視して銀行券の増發せらるゝ弊の生ずる事は否定し得ない。彼に隨へば商業手形は財貨の生産又は交換即ち財貨の給付のありし事を基礎として生ずるものなれば商品手形を保證準備として銀行券を發行する時は畢竟財貨の給付に對して貨幣を創造する事となり商手形が支拂期日の到來に依つて辨濟するに至る時は手形金額丈け貨幣は當然銀行に復歸する事となるが故に手形の消滅と同時に銀行券の縮少を來し古典的貨幣創造と相一致する處ありとするのである。ベンデクセンは更に進んで將來の本位制度として企本位制に固執する事は英國の尻馬に乗つて自己の不利益を以つて英國に利益あ

12) P. Steller, Die Wendung in der deutschen Bank- und Geldfrage S. 21以下

13) Bendixen, Währungs politik und Geldtheorie in Lichte des Krieges S. 63-64.

る金本位制の維持に努力するに外ならずとして居る。將來に於ては中央銀行は正貨準備云々に拘泥する處なく銀行券を唯手形準備を基礎として發行すれば足り中央銀行にして商品手形準備の原則を遵守する時は決して經濟界の貨幣需要以上に銀行券の増發を行はず又行ひ得ず又其れ以下に縮少する事もなく貨幣價值及び物價の安定は庶幾する事を得べしと論じて居る。

財貨の給付は之れを各生産者の自由競争に委し之れに對する貨幣の供給方面のみを統一ある機關をして行はしめて兩者の間の均衡を得せしめようとするベンチクセンの説は未だ充分なりと云ふ事を得ない。若し財貨と貨幣との分量を平行せしめて貨幣價值の安定を期せんとする彼の理想が實現し得べしとすれば其は必らずや財貨の供給に關しても統一機關を必要とせなければならぬ。此の如きは無論社會主義の世の中に於いて初めて可能なりとせなければならぬ。要之古典的貨幣の創造は財貨の生産を統一ある機關をして行はしむる社會主義の世の中に於いては兎に角財貨の生産に關して生産者各自の自由競争の行はるる現在の經濟組織に於いては到底實現する事を得ない理想とせなければならぬ。

假りに以上の如き貨幣發行方法可能なりとしても各人のなせる財貨の給付は何に依つて之れを知り得べきか。ベンチクセンは商品手形を以つて財貨の給付を捕捉し得べしとするのであるが財貨の給付の結果は常に必ずしも商品手形の發行を促すものではない。或は帳簿信用預金通貨等の形式にて財貨の給付は表現せらるる事もあるべく商品手形として表はさるるは其の一部分に過ぎないのである。故に商品手形のみを以つて財貨の給付を捕捉せんとする彼の試みは決して妥當なりとする事を得ない。百歩を譲つて商品手形を以つて財貨給付の全部を捉へ得るとしても外見上商品手形として流通するもの中には財貨の給付を基礎とする眞正の商品手形以外に何等財貨の給

付なくして一時資金の必要上融通の爲めに發行せらるる所謂空手形なるものも存在する。真正の商品手形と空手形とは其の發生原因を異にするのみにして手形自體に就きては異りたる處なく之れが識別は到底完全を期し得ないものである。故に誤つて商品手形と信じて空手形を準備として銀行券を發行するにせよは古典的貨幣發行方法の目的と矛盾するに至らざるを得ない。最後に財貨の消費と同時に貨幣の消滅する事を以つて古典的貨幣の一特質とするが商品手形を準備として發行する銀行券に依つて之れを期待し得るや。商品手形の支拂期限と商品手形發生の基礎となる財貨の消費とは時間的に常に一致するものではなからう。手形の支拂期限以前に既に財貨の消費せられたる場合もあるべく又支拂期限後に至つて猶ほ財貨の存在する事もあり得べきである。左れば手形金額が支拂期限に於いて支拂はれ貨幣が銀行に復歸するの一事を以つて直ちに貨幣の減少と財貨の減少とは平行するものと即斷する事は不可能である。故にベンデクセンの所謂古典的貨幣も古典的貨幣の創造も現實には實現する事を得ない空想と解釋せざるを得ないのである。

既述の古典的貨幣より演繹してベンデクセンは貨幣の本質を財貨の給付に對して獲得せる財貨要求權たる點に求めんとして居るが、世の中に貨幣として存在し流通するものは彼の云ふが如く財貨の給付よりしてのみ生じたるものに限らるるや。信用制度の發達と之れに伴ふ金融機關の完備とは信用に依つて財貨の給付なくも信用ある處に資金は流入して生産能率を増進せしめるものである。故に今日貨幣として存在し流通するものは必しも財貨給付に由つて發生せるものと斷定する事を得ない。財貨の給付なくとも信用によつて貨幣は獲得せられ得るものである。左れば貨幣を以つて財貨の給付によつて獲得せられたる要求權なりとするベンデクセンの定義は狭きに失して今日の貨幣全體を包括し得ないものとせざるを得ない。